

健 発 0916 第 1 号  
令和 4 年 9 月 16 日

各 

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

### 予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 309 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正政令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

#### 第一 改正の概要

- 予防接種法施行令附則第 7 項及び第 8 項（※）を削除し、60 歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に 3 回受けたものについて、当該予防接種を受ける努力義務の対象とする。

（※）予防接種法施行令附則第 7 項においては、現行規定上、以下の者を法第 9 条の適用対象から除外することとしている。

- ・ 60 歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に 3 回受けたもの

#### 第二 施行期日

令和 4 年 9 月 20 日

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年九月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百九号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

附 則

この政令は、令和四年九月二十日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信  
内閣総理大臣 岸田 文雄